

令和8年度学校図書館活用教育普及講座（講義2）

令和8年7月

合理的な配慮と事前的改善措置（環境整備）

青山学院大学教授
野口 武悟

◎ 国際的な潮流

・ノーマライゼーション（共生）

→1960年代にデンマークのバンク・ミケルセンらが提唱

→“障害のある人を他の市民と対等平等に存在させる社会こそノーマルであり、そのような社会に変革していく”という思想

- ・ノーマライゼーションの実現に向けて

→障害の個人モデルから**社会モデルへの転換**

- ▶ 障害の社会モデル：障害は社会・環境との相互作用で生じるもの（＝社会的障壁）であり、それを取り除くのは社会の責務

ex) 公共図書館の「**障害者サービス**」＝

「図書館利用に障害のある人へのサービス」

※障害は、利用者ではなく、図書館側にある障壁（バリア）と捉える

→実践的方法論として

- ▶ バリアフリー
- ▶ ユニバーサルデザイン
- ▶ **DEI** . . . ダイバーシティー = 多様性, エクイティー = 公平性, インクルージョン = 包摂
- ▶ 合理的な配慮
- ▶ **No one left behind (SDG s)** . . . 誰一人取り残さない

- 「**障害者の権利に関する条約**」の採択（国連総会、2006年12月）

→日本政府は、批准に向けて2013年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（**障害者差別解消法**）を制定するなどの国内法整備を進めて、2014年1月に批准

◎ 法律と基本方針

- 2016年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（**障害者差別解消法**）施行
 - 国公立学校を含む行政機関等において、**合理的な配慮の提供が義務化**
 - ※私立学校においても2024年4月に義務化
 - 合理的配慮を的確に行うための**事前的改善措置（環境整備）も努力義務**
- 2023年3月に政府は「**障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針**」閣議決定

◎ 定義と関係性

・合理的な配慮の定義

→「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」（国連「障害者の権利に関する条約」第2条）

→「行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うこと（基本方針）」

・合理的な配慮の例（基本方針掲載）

▶ 車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの**物理的環境に係る対応を行うこと。**

▶ 筆談、読み上げ、手話、コミュニケーションボードの活用などによるコミュニケーション、振り仮名や写真、イラストなど分かりやすい表現を使って説明をするなどの**意思疎通に係る対応を行うこと。**

▶ 障害の特性に応じた休憩時間の調整や必要なデジタル機器の使用の許可などの**ルール・慣行の柔軟な変更を行うこと。**

▶ 店内の単独移動や商品の場所の特定が困難な障害者に対し、**店内移動と買物の支援を行うこと。**

【参考】内閣府「合理的配慮サーチ（合理的配慮等具体例データ集）」

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html>

- ・次期「学習指導要領」では、合理的な配慮が明記される見込み

- ・合理的な配慮の提供義務違反となると考えられるケース（基本方針掲載）

- ▶ 試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること。

- ▶ イベント会場内の移動に際して支援を求める申出があった場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断ること。

▶ 電話利用が困難な障害者から電話以外の手段により各種手続が行えるよう対応を求められた場合に、自社マニュアル上、当該手続は利用者本人による電話のみで手続可能とすることとされていることを理由として、メールや電話リレーサービスを介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断ること。

▶ 自由席での開催を予定しているセミナーにおいて、弱視の障害者からスクリーンや板書等がよく見える席でのセミナー受講を希望する申出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せず「特別扱いはできない」という理由で対応を断ること。

・事前改善措置（環境整備）の定義

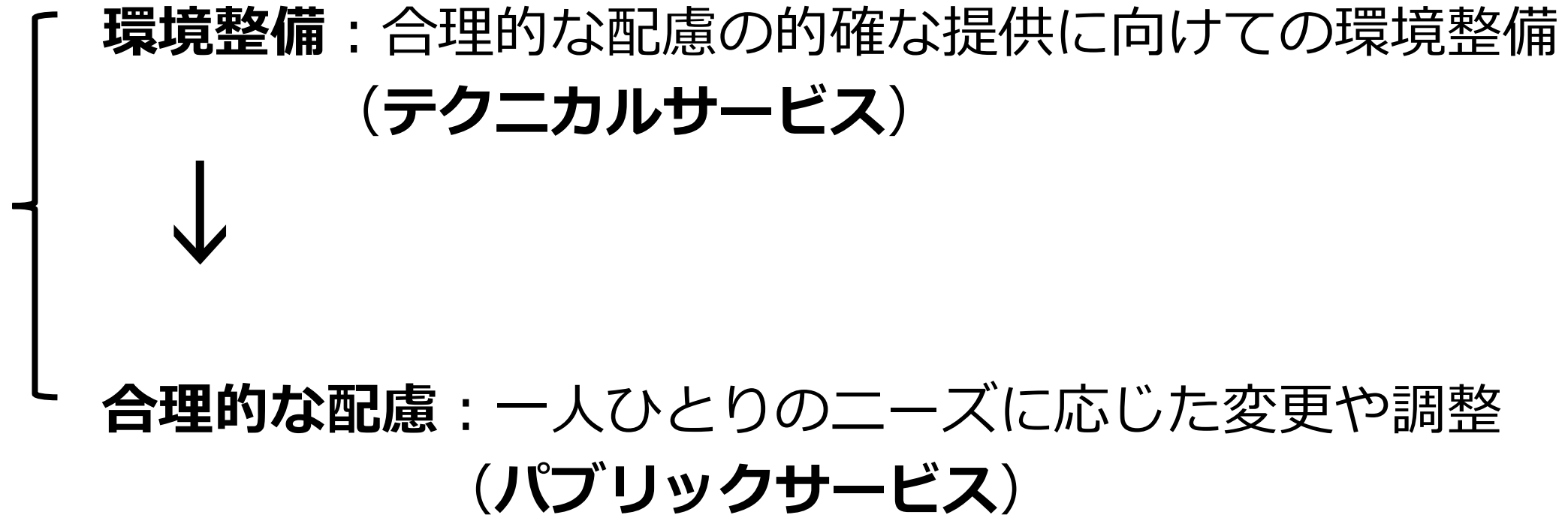
- 「社会的障壁の除去についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、**自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備**に努めなければならない」（法律第5条）
- 「**不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前改善措置（施設や設備のバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等）を、環境の整備として行政機関等及び事業者の努力義務としている。**」（基本方針）

・事前改善措置（環境整備）の例（基方針掲載の例）

▶ 障害者から申込書類への代筆を求められた場合に円滑に対応できるように、あらかじめ申込手續における適切な代筆の仕方について店員研修を行う（環境の整備）とともに、障害者から代筆を求められた場合には、研修内容を踏まえ、本人の意向を確認しながら店員が代筆する（合理的配慮の提供）。

▶ オンラインでの申込手續が必要な場合に、手續を行うためのウェブサイトが障害者にとって利用しづらいものとなっていることから、手續に際しての支援を求める申出があった場合に、求めに応じて電話や電子メールでの対応を行う（合理的配慮の提供）とともに、以後、障害者がオンライン申込みの際に不便を感じることをないように、ウェブサイトの改良を行う（環境の整備）。

- **学校図書館における事前的改善措置（環境整備）と合理的な配慮の関係**



◎ 学校図書館における対応例

・ 学校図書館における事前的改善措置（環境整備）の例

- ▶ 校内体制の改善
- ▶ 研修を通じた意識と理解の向上
- ▶ 施設・設備・サインのバリアフリー化の推進
- ▶ 読書補助具や支援機器の導入
- ▶ バリアフリー資料の収集と提供

など

・学校図書館における合理的な配慮の例

※児童生徒本人または保護者からの**意思の表明**にもとづき、

- ▶ 資料の貸出期間の延長や貸出点数の拡大
- ▶ 資料の出張貸出（移動図書館）の実施
- ▶ 資料の対面朗読（代読）の提供
- ▶ 資料の製作（点訳、音声訳、拡大訳、デジタル化等） ・
取り寄せ ・ 提供
- ▶ その他、個別のさまざまな支援

など

ご清聴ありがとうございました